

## 日本のひなた宮崎 国スポ 水泳(飛込)競技会 実施計画

日本のひなた宮崎 国スポ 水泳(飛込)競技会(以下「競技会」という。)の開催基本計画に基づき、関係機関・団体等の協力を得て、以下のとおり各種業務を実施する。

### 1 広報

#### (1) 各種広報媒体の活動

##### ア 印刷物による広報

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会(以下「実行委員会」という。)作成のポスター、チラシ等を配布するとともに、関係機関・団体等の刊行物(広報誌等)への競技会情報の掲載を依頼する。

##### イ 屋外広告物による広報

関係機関・団体等の協力を得て、競技会場等に横断幕やのぼり等を設置し、競技会開催の広報を行う。

##### ウ 多様なメディアによる広報

実行委員会ホームページやSNSを活用し、広域的な情報発信を行うとともに、関係機関・団体等と連携し、情報発信拠点を広げる。また、報道機関への情報提供を積極的に行い、競技会情報の迅速かつ広域的な伝達に努める。

#### (2) 地域行事、イベントでの広報

競技会開催地域の行事やイベントにおいて、PR映像や国スポマスコット等を活用した広報活動を行う。

### 2 おもてなし

#### (1) 案内所の設置

競技会場内に案内所を設置し、競技、輸送、交通、観光等の案内を行う。

#### (2) 休憩所の設置

選手・監督、競技役員等(以下「競技会参加者」という。)及び一般観覧者等の憩いの場、交流の場として競技会場内に休憩所を設置する。

#### (3) おもてなし広場の設置

競技会参加者及び一般観覧者等に、宮崎県、熊本県及び熊本市の魅力を発信するため、関係機関・団体等の協力を得て、おもてなし広場を設置する。

### 3 施設整備

#### (1) 競技施設

日本のひなた宮崎 国スポ競技施設基準を遵守するとともに、施設管理者及び関係機関・団体等と十分協議を行い、既存の施設を最大限に活用する。

#### (2) 仮設物

競技会運営に必要な仮設物及び案内所・休憩所等については、施設管理者及び関係機関・団体等と十分協議の上、競技運営に支障のないよう、周囲の安全及び会場の動

線計画等に配慮し、整備する。

### (3) 通信設備

競技会運営のために必要な無線通信設備や場内放送設備、インターネット設備等を設置する。

## 4 競技運営・式典

### (1) 競技運営

競技団体と連携し、必要な諸条件の整備を図り、安全面に十分配慮しつつ、円滑かつ効率的な競技運営を行う。

#### ア 競技役員等の編成及び養成

競技団体と十分協議し、競技役員等の編成及び養成を図る。

#### イ 競技用具の整備

競技会に必要な競技用具は、現有のものを活用することを原則とし、競技運営に支障がないよう、競技団体と十分協議し、効率的に整備する。

#### ウ 競技記録

競技記録の収集・速報は、関係機関・団体等と連携を図り、正確かつ迅速に処理する。

### (2) 式典

表彰式等の実施に当たっては、簡素化に努めるものとし、内容及び所要時間は、選手のコンディションに配慮しつつ競技運営に支障をきたさない範囲で行う。

### (3) リハーサル大会

本大会に向けて競技会運営能力の習熟、向上を図るとともに、地元住民等の競技会に対する関心を高めるために実施するリハーサル大会について、関係機関・団体等と協議の上、準備を進める。

## 5 宿泊・医事衛生

### (1) 宿舎

ア 競技会参加者の宿舎は、原則として、熊本市及び周辺地域の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう）を利用する。

イ 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

### (2) 配宿

ア 競技会参加者の配宿は、競技会場までの交通状況等を考慮する。

イ 競技役員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。

### (3) 宿泊料金

競技会参加者の宿泊料金は、公益財団法人日本スポーツ協会が決定したものを適用する。

### (4) 食事

競技会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮する。

### (5) 医療救護

競技会参加者及び一般観覧者等の傷病発生に速やかに対処するため、関係機関・団

体等の協力を得て、競技会場内に救護所を設置し、応急処置及び医療機関への移送等の医療救護体制を整える。

#### (6) 防疫

競技会参加者及び一般観覧者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫に関する知識及び意識のより一層の啓発を図る。

#### (7) 食品衛生

競技会参加者及び一般観覧者等の食の安全・安心を確保するため、競技会期間中に提供する飲食物の衛生対策に努める。

#### (8) 環境衛生

競技会参加者及び一般観覧者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等の協力を得て、会場及び周辺環境の美化、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進等に努める。

### 6 輸送・交通

#### (1) 輸送

##### ア 競技会参加者の輸送

競技会参加者の輸送については、来会意向調査等を踏まえ、必要に応じて計画輸送を行う。

##### イ 一般観覧者等の輸送

一般観覧者等の輸送については、バス、鉄道等の公共交通機関を利用するとともに、必要に応じてシャトルバスを運行するなど円滑な輸送に努める。

##### ウ 指定集合地の設定

競技会参加者及び一般観覧者等の輸送を円滑に行うために、宿舍の分布、参加人数、道路交通事情等を考慮し、バスその他車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

#### (2) 交通安全

競技会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、実情に応じて適切な交通安全対策を講じる。

#### (3) 駐車場

競技会場における駐車場については、十分な確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、効率的な利用に努めるとともに、運営上必要と認められる車両には、事前に駐車許可証等を交付するなど必要な措置を講じる。

### 7 警備・消防・防災

#### (1) 自主警備

自主警備体制を確立し、事件・事故等の未然防止及び発生時における速やかな事態の收拾を図る。また、関係機関・団体等と緊密な連携を図る。

#### (2) 消防・防災

火災その他災害（以下「火災等」という。）の未然防止及び火災等発生時における迅速かつ的確な対応を図るため、関係機関・団体等と緊密に連携し、火災等発生時の

情報収集・伝達、避難誘導及び消防・防災体制（救急・救助体制を含む）を確立する。

(3) 大規模災害・突発重大事案

競技会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時には、関係機関・団体等と連携のもと、情報収集・伝達、避難誘導及び救急・救助等に関する諸対策を実施する。

8 その他

各種業務に関するその他必要な事項は、実行委員会が関係機関・団体等と協議の上、定める。